

第 180 号 (2021 年 2 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー	
■ 特 集	
◆ 米国への対抗策とされる中国の事業体リストについて 里兆法律事務所	1
■ 経 済	
◆ 2021 年の経済政策 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 調査部	6
■ 人民元レポート	
◆ 春節前の金利上昇、引き締めを示唆か 三菱 UFJ 銀行 金融市場部グローバルマーケットリサーチ	8
■ スペシャリストの目	
◆ 税務会計：「中華人民共和国輸出管理法」：中国の輸出規制管理が新たな段階へ KPMG 中国	11
◆ 法務：中国輸出管理法の重要条項と日系企業の対応 北京市金杜法律事務所	16
◆ 日系企業のため中国法令・政策の動き 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部	23
■ 主要経済指標 三菱 UFJ 銀行 国際業務部	27
■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク	

エグゼクティブ・サマリー

特集 米国への対抗策とされる中国の事業体リストについて

2020年9月19日、中国商務部が「信頼できない事業体リストの規定」(以下、「規定」)を正式に公布、施行した。中国国内はもちろん、海外からの関心も高く、米国の対中輸出規制政策に対抗する措置を講じ、米国や関連国企業に規制をかけようとしているのではないかと疑念をもつ企業も多い。本稿では、「規定」の公布に至った背景及び「規定」の内容を読み解く。

経済 2021年の経済政策

習近平指導部は、2021年の経済政策の運営方針を協議する中央経済工作会議を2020年12月に開催。会議後の公表文書では、新型コロナの感染拡大を抑止しながら、経済活動の段階的再開を進める現状に自信を示した。一方、リスク要因として、中国国内での新型コロナの感染再拡大リスクや、欧米主要国での感染再拡大が世界経済に与える影響に警戒感を表した。

人民元レポート 春節前の金利上昇、引き締めを示唆か

年明け4日の中国人民元対ドル相場は6.5121で取引開始。同日には心理的節目とされた6.5を抜け、翌5日には2018年6月以来となる6.4304まで上昇した。金融市場のリスク回避姿勢が強まる局面においては、オフショア人民元が6.5台まで押される場面もあったが、結局、人民元安に転じることなく月末を迎えている。

スペシャリストの目 税務会計

「中華人民共和国輸出管理法」 中国の輸出規制管理が新たな段階へ

2020年10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で「中華人民共和国輸出管理法」(以下「輸出管理法」)が可決され、2020年12月1日より正式に発効した。前回の草案更新を整理した上で、「輸出管理法」の主な内容について分析し、企業に対する影響、及び対応策を検討する際のポイントを紹介する。

スペシャリストの目 法務

中国輸出管理法の重要条項と日系企業の対応

2020年12月1日、中華人民共和国輸出管理法(以下、「輸出管理法」)が施行された。米中貿易摩擦が複雑化する国際情勢の下、輸出管理法の施行はどのような効果をもたらすのか等々、国内外から多大な関心が寄せられている。本稿では、輸出管理法について解説するとともに、施行後の日系企業におけるリスク管理とコンプライアンス体制の構築に関する提言を行う。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、2020年12月中旬から2021年1月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものも含む。



米国への対抗策とされる中国の事業体リストについて

里兆法律事務所
郭蔚 弁護士、秦聖強 弁護士

2020年9月19日、中国国務院の承認を受け、商務部が「信頼できない事業体リストの規定」(以下、「規定」)を正式に公布、施行したことで、中国国内や海外の各分野から関心を集めている。中国が米国の対中輸出規制政策に対抗する措置を講じるものであり、米国又は関連国の企業に規制をかけようとしているのではないかと、疑っている企業も多い。本稿では、「規定」の公布に至った背景及びその内容を読み解く。

■ 公布に至った背景

2018年下半年以降、米中間の貿易摩擦が深刻化する中で、米国政府はその政治目的を実現させるために、国の安全、利益を理由に、約200の中国の事業体を輸出規制事業体リスト(Entity List)に収載した。これらの事業体は、中国国防、通信(ファーウェイ及び海外にある70社超の関連会社を含む)、スーパーコンピュータ、人工知能、原子力発電等の重要分野における企業、ならびに関係する大学、研究開発機構に関わってくるものであり、さらには一部の政府機関、専門家、学者又は企業の役員個人も含まれる。米国政府から交付される許可証を取得しない限り、米国の各輸出業者はリストに収載されるこれらの事業体に協力し、米国輸出規制政策により管轄されるいかなる物資も取得させてはならない。

中国側からすれば、これは事実上、当該事業体の米国での貿易機会を奪うものである。また、EUや日本等が米国の輸出規制に歩調を合わせることで、これら中国の事業体は技術封鎖され、グローバルサプライチェーンが切断されてしまうと同時に、その川上のサプライヤーや川下のユーザーにも影響が及ぶものである。すなわち、米国政府が独断専行してとっている単独行動主義、保護貿易主義の措置は、国際貿易における多角的貿易体制を著しく破壊し、正常な国際経済貿易活動を乱し、これら中国の事業体の正当な利益を損なうものである、とみている。

まさにこのような複雑な国際情勢の背景のもと、中国商務部は2019年5月に「中国は『信頼できない事業体リスト』制度を構築し、市場規則に従わず、契約の精神に背き、非商業目的から中国企業を締め出し、又は供給を停止し、中国企業の正当な権益を著しく損なう外国企業、組織又は個人を『信頼できない事業体リスト』に収載する」ことを対外的に公表した。

■ 立法目的

「規定」では、信頼できない事業体リスト制度の構築は、中国の国家主権、安全、発展の利益を守り、公平、自由な国際経済貿易の秩序を守り、中国の企業、その他の組織又は個人の合法的な権益を保護するためであると明確に提起している。

中国政府は、独立自主の対外政策を堅持し、主権の相互尊重、相互の内政不干涉、平等互恵といった国際関係の基本準則を堅持し、単独行動主義と保護主義に反対し、国の核心的利益を断固として

守り、多角的貿易体制を維持し、開放型の世界経済建設を推進する、としている。

中国商務部は外部からの憶測に対し、以下の通り表明している。

1. 信頼できない事業者リスト制度を構築することは、「市場規則及び契約の精神を着実に順守している多くの企業を保護することを目的とし、本制度はあくまでも個別の外国事業者の違法行為に対するものだけであり、法律を誠実に順守している外国事業者は全く心配する必要がない」。
2. 「本制度は、中国政府が外国投資家による投資を歓迎し、保護する立場が変わってしまったことを意味するものではない」。本制度の構築は、「得難い開放の成果を守るためであり、自己の市場を封鎖しようとしているのだと解釈されてはならない」。
3. 「規定」は「特定の国に対するものではなく、特定の事業者に対するものでもない」。企業がリストに掲載されるかどうかは、企業自身の行為が中国法律に違反しているかどうか、中国の国家主権、安全、発展の利益に危害をもたらすものでないかどうか、正常な市場取引原則に違反し、かつ中国企業、その他の組織及び個人を締め出し、供給停止し、又はその他不当な扱いをしているかどうか次第である。したがって、信頼できない事業者リストは米国企業に対するものではなく、「規定」に定める違法行為を実施していない米国企業は信頼できない事業者リストに掲載されることはない。一方、「規定」に定める違法行為を実施したのがその他の国の企業である場合も、信頼できない事業者リストに掲載される可能性がある。

上述した解釈を踏まえるならば、「規定」を簡単に「米国への対抗策」とみなすべきではなく、客観的な結果から見た場合、「規定」が公布され、実施されたのは事実だが、少なくともこれまでのところ中国政府は、中国事業者を締め出し、供給停止措置を講じた外国企業を信頼できない事業者リストに加えてはいない。また、中国は「輸出規制法」を公布したが、輸出を規制する技術と物資リストはまだ正式に公布されておらず、米国企業に対して具体的に「対等の措置」を講じることでの「反撃」も行っていない。むしろ「規定」は、中国政府の態度を公に表明しているものであり、「Entity List」の影響を受ける外国企業を通じて、関係国に対し中国は平等な協議により貿易紛争を解決し、多角的貿易体制を維持したいという意向を伝え、係る中国企業、機構及び個人が早急に「Entity List」から外してもらえるようにしたい。また、中国企業に対する締め出し、供給停止措置をすでに講じている、又は講じようとしている外国企業に対しても「和則両利、鬪則俱傷」（和すれば両方に利があるが、鬪えば共に傷つく）との注意喚起を行っている。

■ 適用範囲

「規定」は、外国事業者の国際経済貿易及びそれに係る活動における行為のみに適用されるものであり、外国事業者には外国企業、その他の組織が含まれるだけでなく、個人も含まれる。原則として中国国内の外商投資企業は含まれないが、実際には、多くの外国会社が中国で現地法人（外商投資企業）を設立し、自己のグローバル生産拠点、貿易又は技術研究開発センターとしている。もしも外国事業者が信頼できない事業者リストに掲載された場合、必然的に中国で投資した関連企業又はそのサプライヤー（輸出業者）の技術又は貨物輸出業務に影響を与えることになり、これらの企業は実質的に「規制」対象となる。

次に、「規定」は特定の国又は特定の事業者に対するものではなく、中国の法律に違反し、「規定」に列挙される違法行為を行った外国事業者のみに適用される。「規定」では、適用対象となる外国事業者の行為には、主に以下に掲げる3つの状況が含まれることを明確にしている。

- (1) 中国の国家主権、安全、発展の利益に危害を及ぼすもの。
- (2) 正常な市場取引原則に違反し、中国企業、その他の組織又は個人との正常な取引を中断させるもの。
- (3) 中国企業、その他の組織又は個人に対し不当な扱いをし、中国企業、その他の組織又は個人の合法的な権益に深刻な損害を与えるもの。

中国の法執行機関は以下の要素を総合的に考慮し、係る外国事業体を信頼できないリストに収載するか否かの決定を行う。

- (1) 中国の国家主権、安全、発展の利益に及ぼす危害の程度。
- (2) 中国企業、その他の組織又は個人の合法的な権益に与える損害の程度。
- (3) 国際的に通用する経済貿易規則に合致するか否か。
- (4) その他考慮すべき要素。

「規定」の目的は明確だが、現時点では具体的な運用方法はまだ明らかになっていない。施行にあたり、中国政府はとりわけ慎重な態度をもって、どのように適用するかを決めるはずである。これは、法執行機関による「規定」の具体的な実施を待たねばならず、その後、具体的な取扱規範又は係る細則が公布されると考えられる。

■ 「規定」に定める執行メカニズム

「規定」第四条によると、中央国家機関の関連部門が執行メカニズムを構築し、信頼できない事業体リスト制度の実施を取り扱い、執行メカニズム弁公室を国務院商務主管部門に設置するとしている。「規定」により確定される執行メカニズムは「複数の部門による共同の法執行」であり、「規定」第十条によれば、信頼できない事業体リストに収載された外国事業体に対し、講じられる規制措置には以下のものが含まれる。

- (1) その中国に関連する輸出入活動に従事することを制限又は禁止する措置。
- (2) その中国国内における投資を制限又は禁止する措置。
- (3) その関係者又は交通輸送手段等の中国への入国を制限又は禁止する措置。
- (4) その関係者の中国国内における就労許可、滞在許可又は居留資格を制限し、又は取り消す措置。
- (5) 情状の軽重に応じて、相応金額の過料を科す措置。

輸出入貿易、国内投資、入国の制限又は禁止、ならびに過料といった規制措置は、商務部、税関、人民銀行、外貨管理局、移民局、公安部門、市場監督管理局等の法執行部門がそれぞれ職権に依拠し実施する。

■ 「規定」に定める信頼できない事業体リストへの収載・削除の手続き

1. リストに収載される前の調査手続き

- 「規定」によれば、執行メカニズムにおいて、職権に依拠し外国事業体に対する調査を行うことができる。また、外国事業体による締め出し、供給停止、不当な扱いといった法に違反する疑いのある行為の影響を受けた主体が、自身の合法的な権益を守るために、提案、通報といった手段を通じて係る部門に注意を払うよう要請し、かつ係る部門に調査を実施

するよう求めることができる。執行メカニズムにおいて調査を実施することを最終的に決定した場合、その旨を公告しなければならない。

- 「規定」は、調査対象となる外国事業体に対し、手続き上の権利を与えている。つまり、調査期間において、係る外国事業体は陳述、弁明の権利を有する。
- 「規定」では、執行メカニズムが実際の調査状況に応じて、調査を中止、又は終了することができるだけでなく、調査の中止決定をなした根拠となる事実に変化が生じた場合、外国事業体に対する調査を再開することもできるとしている。

2. リストへの収載手続き

調査は、外国事業体をリストに収載するための必須の手続きではない。執行メカニズムは、外国事業体の行為に対し調査を実施してから、外国事業体の行為における中国の国家利益及び私的主体の利益への危害程度を総合的に考慮の上、リスト収載の是非を決定することができる。また、係る外国事業体の行為に係る事実が明白である場合、執行メカニズムは直接、係る要素を総合的に踏まえて、リスト収載の是非を決定することもできる。最終的にリストに収載することを決定した場合、その旨を公告しなければならない。

3. リストからの削除手続き

削除手続きは、執行メカニズムが職権に依拠し、開始することができる。また、係る外国事業体が自ら申請し、開始することもできる。リストに収載されている外国事業体が以下に掲げる状況を満たす場合、執行メカニズムは当該事業体をリストから削除することができる、又は削除しなければならない。

(1) 実情に基づき、リストから削除することができる場合

例えば、当該事業体が信頼できない事業体リストに収載された際に根拠となっていた事実に変化が生じた場合等。

(2) 法定の状況に合致し、リストから削除しなければならない場合

例えば、外国事業体が違法行為を是正し、かつ措置を講じ、係る行為の結果を白紙に戻した場合等。

以上の手順から、「規定」の公布は、特定の国又は事業体に対するものではなく、多角的主義を支持し、実行していることの表れであることがわかる。外国事業体のリスト収載は、係る要素（例えば、国家主権、安全）を十分に考慮した上で、法に依拠し相応の手続き（例えば、調査、公告の手続き）を履行し、法に依拠してしかるべき措置を講じた結果である。同時に、「規定」は、信頼できない事業体には是正する機会を与え、制度の仕組み（例えば、適用範囲の限定、手続きの透明性の保障、外国事業体への陳述、弁明の権利の付与）を通して、外国事業体の合法的な権益を保障するものである。

■ 免責制度

「規定」は、特定の状況について、個別の免責制度を設けている。中国の企業が、特別な状況下において、中国に関連する輸出入活動に従事することを制限又は禁止されている外国事業体とどうしても取引する必要がある場合、執行メカニズム弁公室に申請し、同意を得られれば、当該外国事業体は個別に免責扱いとされ、申請者と特定の取引を行うことができる。

■ 係る対応策

現在、「規定」は正式に実施されたが、「規定」の内容の多くは指針的な条項であり、実施細則等、多くの内容がまだ明確になっていない。そのため、外国事業者及びその在中国の関連会社、ならびにそれらと取引する中国企業にとっては不確実性が高くなり、今後、どのように法令を順守し、商取引を展開していくのか、多くの企業が関心を寄せる問題となっている。企業は係る法規及び関連政策、措置の公布に引き続き注意を払い、弁護士等の専門機構に相談することによって、信頼できない事業者リスト制度の規定及びその実施状況を把握し、理解できるよう準備をしておくのがよい。万が一、外国の関連会社等の事業者が調査対象になった場合、弁護士等の専門家に陳述、弁明を依頼する必要がある。もしも外国事業者が事業者リストに掲載された場合、その影響を受ける中国国内の関連機構、サプライヤーは、速やかに中国の輸出規制措置、経営コンプライアンス措置に基づきチェック及び調整を行い、損失を抑える必要がある。

終わりに

「規定」の公布は、中国の信頼できない事業者リスト制度に実質的な進展があったことを意味しているが、関連する実施細則は今後、明確にされていく必要がある。筆者は立法の進捗に注意を払い、専門家としての意見や経験の共有を適宜行いたい。

(執筆者連絡先)

里兆法律事務所

郭蔚、秦聖強

中国上海市陸家嘴環路 1000 号恒生銀行大厦 29 階

E-mail : leezhao@leezhao.com

TEL : 86-21-68411098



2021年の経済政策

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
調査部
主任研究員 細尾 忠生

1. 中央経済工作会議の開催

習近平指導部（共産党・政府）は、2021年の経済政策の運営方針を協議する中央経済工作会議を2020年12月に開催した。会議後の公表文書では、経済の現状判断について、「わが国は世界で唯一、プラス成長を実現した主要経済となった。『三大堅塁攻略戦（重大リスク防止、貧困脱却、環境汚染対策）』は決定的成果を収め、（中略）民生を強力に保障した」（引用中の二重括弧は筆者、以下同じ）とし、新型コロナの感染拡大を抑止しながら、経済活動の段階的再開を進める現状に自信を示した。

一方、リスク要因として、「感染症の変化と外部環境にもろもろの不確実性がある」と、中国国内での感染再拡大リスクや、欧米主要国での感染再拡大が世界経済に与える影響に警戒感を示した。

2. 2021年の経済政策

(1) 基本姿勢

その上で、今年2021年の経済政策について、「（従来方針である）安定の中で前進を計る（『稳中求進』）活動基調を堅持、（中略）供給サイドの構造改革の深化を主軸にし、改革・革新を根本原動力とし、人民の日増しに増大するより良い生活への要求の満足を根本的な目的にしなければならぬ」と、これまでの政策方針を堅持する姿勢をあらためて示した。

また、「マクロ政策を科学的・正確に実施、『経済を適正範囲に維持するよう努力』し、内需拡大戦略を堅持、（中略）第14次5カ年計画の好スタートを確実にし、優れた成績で建党100周年を祝う」方針も示した。

「経済を適正範囲に維持」の表現は、経済成長率目標を示唆している。新型コロナの影響で低成長が見込まれる2020年からの反動もあり、2021年は8%程度の高成長になる見通しである。このため、各種報道によれば、習近平指導部は「8%前後」の成長率目標を掲げる公算が大きいとみられるが、これまでのところ公式文書では明示されておらず、3月の全人代で公表・決定される見通しである。

(2) 財政金融政策

財政金融政策については、「マクロ政策は連続性、安定性、持続可能性を維持しなければならない。引き続き『積極的財政政策と穏健な金融政策』を実施、経済回復に必要な支援の度合いを保たなければならない、政策運用は一層精密・効果的にし、『急転換せず』、政策の有効性の度合いをしっかりと考えなければならない」とした。

「積極的財政政策と穏健な金融政策」の定型句により、政策方針に変更なく、景気回復に必要な支援を継続する方針を示した。特に、「急転換せず」との文言で、いわゆる出口政策を急がない方針を強調したことが注目されよう。

中国は新型コロナ感染拡大の抑止に成功しているため、景気支援策の総額は2020年と比べやや減少するとみられる。そうした中でも、中央経済工作会議は、財政や地方のインフラ債発行による景気支援策を、新型コロナや世界経済の不確実性の解消に目処が立つまで、高水準で維持する方針を示しているといえよう（次頁図表1）。

図表 1. 中国の財政赤字



(注) 2020年は政府目標値、2021年は中央経済工作会議に基づく当社予測値
(出所) 中国国家統計局、中国財政部

(3) 「内循環・双循環」と8つの重点課題

また、2020年5月に提起された「内循環・双循環」について、「内循環を主体とし、国内・国際双循環が相互に促進する新たな発展枠組みの構築を加速」とし、8つの重点課題を示した(図表2)。

このうち、「産業・供給チェーンの自主管理能力増強」は、半導体や電子部品、ソフトウェア等、中国の産業競争力の弱い分野での独自の技術開発を狙う。「内需拡大方針の堅持」、「種子・耕地問題の解決」とあわせ、米中対立が高まる場合に備える「内循環」の方向性を示している。

さらに、「独占禁止・資本の無秩序拡張防止」で、アリババ、テンセント等の巨大民間企業に対する統制を強化する方針を示し、「カーボン・ニュートラルに向けた取組」では、2030年までに二酸化炭素(CO2)排出量をピークアウトさせるための行動計画の策定を明記しており、注目される。

なお、「改革・開放の全面的推進」には、従来の定型句に加え、「TPP(環太平洋パートナーシップ協定)参加を前向きに検討」することを明示した。たしかに現行基準での中国のTPP加盟は難しいが、中国の巨大市場へのアクセスと引き換えに加盟基準を緩和することは、日本以外のTPP加盟国にとって選択肢の一つであろう。このため、米中関係の成り行き次第では、中国のTPP加盟に向けた議論は必ずしも非現実的なものではなくなる可能性もあり、注意が必要であろう。

図表 2. 8つの重点課題

重点課題	概要/特記事項
国家戦略科学技術力の強化	イノベーション力の強化
産業・供給チェーンの自主管理能力増強	米国が対中禁輸措置を実施する半導体等の独自の技術開発
内需拡大方針の堅持	内需主導による成長を志向
改革・開放の全面的推進	TPP参加を前向きに検討
種子・耕地問題の解決	食料安全保障の確立
独占禁止・資本の無秩序拡張防止	アリババ・テンセント等の成長著しい民間企業への統制強化
住宅問題の解決	住宅が投機対象ではないことをあらためて明記
カーボン・ニュートラルに向けた取組	2030年までにCO2排出量をピークアウトさせる行動計画策定

(出所) 新華社の記事を基に MURC 調査部作成

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail : hosoo@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



春節前の金利上昇、引き締めを示唆か

三菱UFJ銀行
グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野 鉄兵

1月のレビュー

年明け4日の中国人民元対ドル相場は6.5121で取引開始。同日には心理的節目とされた6.5を抜け、翌5日には2018年6月以来となる6.4304まで上昇した。もっとも、急速な人民元高進行への警戒感が高まったことや、米ジョージア州での上院選決選投票の結果、実質的なトリプルブルー（大統領、上下両院で民主党優位）となったこともありドル安が一服したことから、その後は6.4台後半での取引が続いた。この間、金融市場のリスク回避姿勢が強まる局面においては、オフショア人民元が6.5台まで押される場面もあったが、結局、人民元安に転じることなく月末を迎えている。

人民元高要因の整理

中国人民銀行が運営する外国為替相場取引システム（CFETS）の算出する名目実効為替相場（人民元指数）は月末にかけて強含み、2018年6月以来の高値を記録した（第1図）。対ドル相場はドル安の一服もあり、6.4台後半で足踏み状態あるいは6.5台に接近する状態だが、人民元上昇圧力は根強いと言えよう。以下、昨年来の人民元高について、その要因を再確認する。人民元高の基礎となっているのは、①貿易収支の黒字拡大（＝ファンダメンタルズの改善）だろう。加えて、足もとでは②国内景気回復に伴う金融引き締め期待、③季節要因による資金需要の高まり、④米新政権の対中姿勢が、人民元高圧力になっていると考えられる。

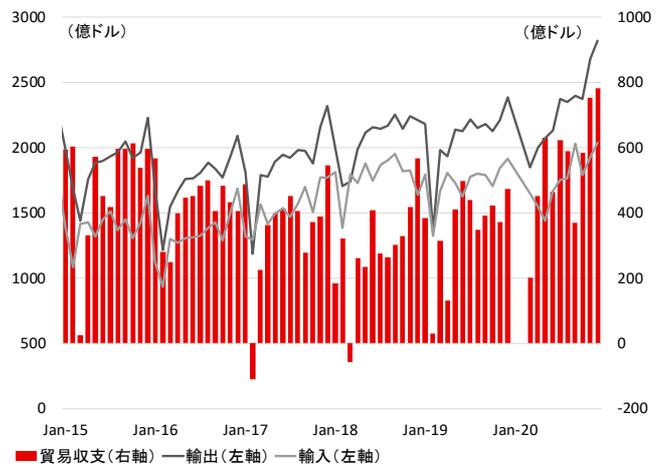
まず、①貿易収支の黒字拡大については、コロナ禍の恩恵もあるようだ。具体的には、世界的な電子製品、マスク等の需要増加が輸出を押し上げたことで、貿易黒字を拡大させている。直近12月も、輸出が前年比+18.1%と大幅な伸びを記録し、黒字幅は月次ベースで過去最大となる781.7億ドルにまで拡大している（第2図）。

第1図：人民元指数と対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：貿易収支



(資料) 中国税関総局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

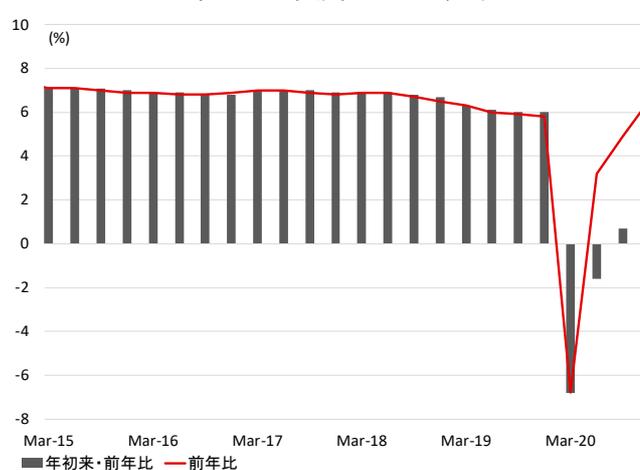
次に、足もとでは国内景気の回復により、②人民銀が金融引き締めへ転じるとの観測が台頭している。年末の中央工作会議では、コロナ禍に必要な支援を継続し、政策を「急転換してはならない」としているものの、「マクロレバレッジ比率の基本的安定維持」も掲げており、債務の拡大には歯止めをかけたい意向が示されたことが意識されている(第3図)。そうしたなか、1月に発表された昨年第4四半期の実質GDP成長率は前年比+6.5%と、市場予想を上回り人民銀による金融引き締め観測に拍車をかけた(第4図)。また、③季節要因による資金需要が高まるなかでの人民銀の金融調節姿勢の変化も、こうした金融引き締め観測を後押しする。人民銀は、コロナ禍対応の経済活動下支えのため、月次ベースでは8月から12月まで5カ月連続で差し引き資金供給超と積極的な流動性供給を実施してきたが、1月になると一転、資金吸収超に転じた(第5図)。2月11日からの春節休暇を前に、資金需要が高まりやすい環境ながらも、人民銀は資金吸収を続けている。このため、国内資金市場では需給がひっ迫、短期金利が急上昇している(第6図)。こうした資金需給も外国為替市場における人民元調達ニーズを高めていると言えそうだ。

第3図：非金融部門債務対名目GDP比



(資料) Bloomberg Economics より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：実質GDP成長率



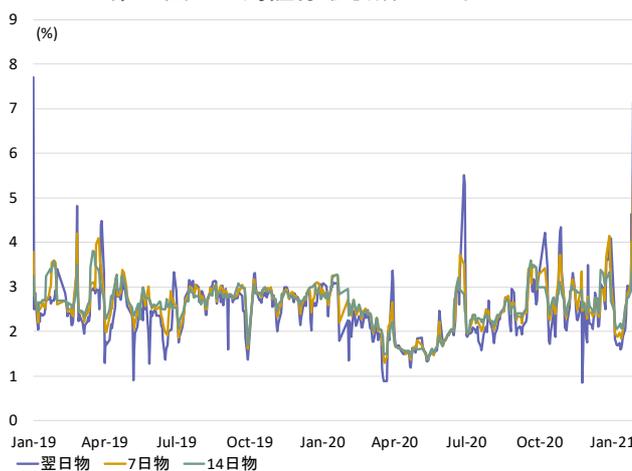
(資料) 中国国家统计局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：人民銀行の金融調節(月次ネット額)



(資料) 上海証券取引所より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：上海証券取引所のレポレート



(資料) Bloomberg より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

最後に、④徐々に詳らかとなる米バイデン政権の対中姿勢は、前政権同様厳しいものであり、為替政策でも引き続き人民元高容認を求めるとの見方が定着しつつある。実際、イエレン財務長官は就任前の議会公聴会で、中国を「最も重要な戦略的競争相手」と位置づけたほか、為替政策については「人為的に価値を操作しようとする他国のあらゆる取り組みに反対」と表明した。昨年12月に米財務省が公表した『為替報告書』のスタンスは、バイデン政権にも概ね引き継がれると考えてよさそうだ。すなわち、「(米中間で)競争的な通貨切り下げや、競争を目的とした為替レート目標の設定を控えると約束した」との米側の基本認識も引き継がれているはずである。それゆえ、人民元とドル双方のファンダメンタルズが人民元高ドル安を示唆する環境下、人民銀が人民元高容認姿勢を覆すことは難しいとの見方がコンセンサスとなっている。

資金吸収の姿勢を貫きすぎると、人民元安を招く可能性も

以上を踏まえて、中期的に対ドル相場での人民元高という見通しを引き続き維持したい。2月の見通しという点では、②③がポイントとなる。とりわけ春節休暇を挟んだ人民銀の金融調節姿勢は、市場の不安定化リスクも孕むものであり注意が必要だろう。人民銀の金融政策運営姿勢が引き締め方向となっているのは不可逆なものと考えられ、春節前の資金需要の一部を外国為替市場での人民元調達で賄うといった動きは続き、人民元高圧力は高止まりが見込まれる。すでに人民元指数が一昨年来のレンジを上抜けたことから、ドル安に回帰すれば、対ドル相場は6.4台前半あるいはさらに強含む可能性もあるだろう。もっとも、1月同様の姿勢で金利上昇も厭わず、頑なに資金吸収を続ける金融調節を貫くことになれば、過度に引き締め観測を煽ることにもなりかねない。そうなる、レバレッジ削減→資産価格の下落→国外への資金流出といった観測が高まって人民元安を惹起する可能性もあるため、注意しておきたい。

予想レンジ

	21年2月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
USD/CNY	6.30～6.60	6.25～6.55	6.20～6.50	6.15～6.50
CNY/JPY	15.7～16.5	15.6～16.5	15.5～16.5	15.4～16.6

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2021年1月29日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ
シニアアナリスト 井野 鉄兵
Tel : 03-6214-4185 E-mail : teppei_ino@mufg.jp

**税務会計:「中華人民共和国輸出管理法」中国の輸出規制管理が新たな段階へ**

KPMG中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー 徐潔 (Xu Jie)

2020年10月17日、第13期全国人民代表大会常務委員会第22回会議で、「中華人民共和国輸出管理法」(以下「輸出管理法」)が決議・可決され、2020年12月1日より正式に発効した。「輸出管理法」の正式公布は、中国の輸出管理法律法規における空白を埋め、中国の輸出規制管理体制をより法制化・体制化・国際化し、企業の輸出管理コンプライアンスに関するガイドラインを示すと共に、新たな課題も提示した。本稿では、「輸出管理法」の前の草案更新を整理し、今回の「輸出管理法」の主な内容について分析し、企業に対する影響、及び対応策を検討する際のポイントを、以下の通り紹介する。

「輸出管理法」の主な更新内容

2020年7月3日に公布された草案と比較すると、「輸出管理法」の主な更新内容は、下記の通りである。

1. 国家安全と利益を確保し重要性を高める。

11カ所の「国家安全」を「国家安全と利益」に変更し、関連条項において「国家安全と利益」の優先順位を高めさらに強調している。

2. 関連技術情報などのデータを規制範囲に含める。

「規制アイテムにはアイテムに関連する技術情報などのデータが含まれる」条項を増加・明確化し、今後、実際の管理における曖昧さ及び不確実性を解消し、管理上の抜け穴を埋める。

3. 輸出規制に係る内部コンプライアンス制度の確立を推奨する。

「内部コンプライアンス審査制度」を「内部コンプライアンス制度」に変更し、輸出業者が輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を構築・整備するよう積極的に指導・推奨し、国際スタンダードと一致させる。

4. 輸出規制リストの管理制度を整備する。

「規制リスト」の免除・削除を追加することで「規制リスト」を明確化し、管理の柔軟性を考慮しつつその精度を向上させ、輸出規制の長期的な体制の構築及び動的変化の調整の基礎を築く。

5. 法的責任を明確にし、輸出管理の重要性を高める。

「国家が輸出を禁止する規制アイテムを輸出する、または許可なしに規制アイテムを輸出する場合、法律に従って刑事責任を問われる」ことを明確にし、中国が輸出規制をより重要視する姿勢を表している。

「輸出管理法」の要点

「輸出管理法」は、複数回の改訂、パブリックコメントの募集及び全人代での審議を経て公布された法律であり、中国が国際スタンダードに合わせ、国際情勢に適応することを表している。企業がとるべき対応を検討する際、以下の要点を十分に理解する必要がある。

1. 管理要素

規制アイテム：品目に関しては、主にデュアルユースアイテム、軍用品、核などが含まれる。媒体に関しては、貨物、技術、サービスなど（アイテムに係る技術情報などのデータを含む）が含まれる。規制範囲が広く、品目が多く、種類が揃っている。管理要素を企業の輸出経営の各プロセスまで具体化させ、死角や抜け穴を回避する。

規制対象者：中国大陸の国民、法人及び非法人組織のみならず、国外の組織と個人も含まれる。輸出活動に係る国内外の関係者は共に管理下に置かれ、輸出規制を手掛かりに輸出プロセスにおけるすべての関係者活動のコンプライアンス遵守、合法性及び合理性を向上させる。

規制活動：中国国内から国外へ、及び国内外から外国組織と個人への規制アイテムの移転を規制し、規制アイテムのトランジット、トランシップ、再輸出などの活動も管理下に置かれ、従来の「輸出」の概念を覆す。今後は引き続き、「輸出管理法」及び「技術輸出入管理条例」における技術輸出規定の施行及び実務処理などの問題の明確化など、公布される関連措置に留意する。

2. 管理方法

規制リスト：中国は輸出規制アイテムに対してリスト管理を実施し、リストは2つのカテゴリーに分類されている。1つ目は中国輸出規制管理部門が公表する規制リストであり、2つ目は必要に応じて規制リスト外のアイテムに対して臨時規制を行うリストである。ただし、現時点では規制リストがまだ公表されていないか、または明確化されていないため、今後は規制リストと現行輸出管理制度におけるデュアルユースアイテム管理リスト、及び最近公布された信頼できないエンティティリスト管理などのリストとの継続性及び関連性に焦点をあてる必要がある。

許可制度：中国の輸出規制の中核は許可制度である。規制リストに対応し、輸出許可も2つのカテゴリーに分類される。1つ目は輸出規制リストに掲載された規制アイテムの許可、2つ目は臨時規制アイテムの許可である。これらに基づき、規制リストに掲載されたアイテムの免除及び削除の関連規定を明確化することにより、管理方法の柔軟性を反映し、今後の国際環境の変化に応じて法的支援を提供できるため、一定の先見性を示している。

3. 管理要件

規制目的の明確化

国家安全と利益の確保を優先し、重点的に強調する。輸出規制措置を乱用し、中国の国家安全と利益を損ねる国や地域に対し、中国は対等な措置を講じることができると明確にした。「輸出管理法」の公布は、複雑な内外環境に直面している中国が、全体的国家安全観を貫徹し、国家安全と利益の統一かつ合法的な保障を強調し、将来実施可能な対等な措置の法的根拠を提供する。

企業の自主的な管理の強調

業界の自律に対するガイダンスを基に、企業の輸出規制に係る内部コンプライアンス制度の整備を推奨する。このため、企業が国際スタンダードに沿った「企業の輸出規制に係る内部コンプライアンス管理」(Internal Compliance Program、以下「ICP」)を確立することを推奨する。現在、世界における多くの国の輸出規制法は、輸出企業がICPを確立することを明確に規定している。

これにより、企業は輸出アイテム、エンドユーザー、エンドユース、仕向国などの管理を強化する。また、今回の「輸出管理法」は、輸出規制 ICP を確立し、かつ適正に運営している企業を対象に、汎用許可を発給するなどの便宜措置を明確に規定している。なお、これは近年の中国信用管理要件に適応する重要な措置でもある。

4. 管理部門及び輸出業者

「輸出管理法」に基づき、管理部門及び輸出業者の両方について、それぞれの職責、法的責任などを下記の通りにまとめた。

管理部門の主な職責

「輸出管理法」は、中国の輸出規制の管理機関の枠組みについて規定したものの、一部の具体的な管理事項に対応する部門や手続きなどをまだ明確にしていない。管理部門別の主な職責については、以下の通り。

部門	主な職責
国務院	独立して、または中央軍事委員会と共同して重要な輸出規制政策を承認する。 独立して、または中央軍事委員会と共同して臨時規制を承認する。 独立して、または中央軍事委員会と共同して輸出禁止アイテムを承認する。 中央軍事委員会と共同して重要な軍用品輸出の立案、重要な軍用品輸出プロジェクト、重要な軍用品輸出契約を承認する。
中央軍事委員会	国務院と共同して重要な輸出規制政策を承認する。 国務院と共同して臨時規制を承認する。 国務院と共同して輸出禁止アイテムを承認する。 国務院と共同して重要な軍用品輸出の立案、重要な軍用品輸出プロジェクト、重要な軍用品輸出契約を承認する。
中国輸出規制管理部門	リストに掲載された規制アイテムまたは臨時規制アイテムの輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、輸出許可証を発給する。 「輸出管理法」に違反した行為を処罰する。
中国軍用品輸出規制管理部門	軍用品の輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、軍用品輸出許可証を発給する。
中国デュアルユースアイテム輸出規制管理部門	デュアルユースアイテムの輸出申請を受理し、独立して、または関連部門と共同して審査し、デュアルユースアイテムの輸出許可証を発給する。
中国税関	規制アイテムの輸出通関申請を受理し、輸出規制許可証及び輸出アイテムを検査する。 「輸出管理法」に違反した行為を処罰する。

輸出業者の法的責任

違法行為	処罰措置	違法な売上高	罰金
関連規制アイテムの輸出経営資格を取得せずに関連規制アイテムを輸出する。	警告し、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の罰金を科す。
		なし、または50万人民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下の罰金を科す。
(1) 許可なしに輸出規制アイテムを輸出する。 (2) 輸出許可証で規定された許可範囲を逸脱した規制アイテムを輸出する。 (3) 輸出禁止の規制アイテムを輸出する。	違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。情状が重大な場合、休業するよう命じ、最終的に関連規制アイテムの輸出経営資格を取り消すこともありうる。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の罰金を科す。
		なし、または50万人民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下の罰金を科す。
詐欺、賄賂などの不正手段を通じて規制アイテムの輸出許可証を取得するか、または規制アイテムの輸出許可証の不正譲渡。	許可を取り消し、輸出許可証を剥奪し、違法所得を没収する。	20万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の罰金を科す。
		なし、または20万人民元以下	20万人民元以上、200万人民元以下の罰金を科す。
規制アイテムの輸出許可証の偽造、改ざん、売買。	違法所得を没収する。	5万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、10倍以下の罰金を科す。
		なし、または5万人民元以下	5万人民元以上、50万人民元以下の罰金を科す。
本法規定に違反して、管理対象リストに掲載された輸入業者、エンドユーザーとの取引。	警告し、違法行為を停止するよう命じ、違法所得を没収する。情状が重大な場合、休業するよう命じ、最終的に関連規制アイテムの輸出経営資格を取り消すこともありうる。	50万人民元以上	違法な売上高の5倍以上、20倍以下の罰金を科す。
		なし、または50万人民元以下	50万人民元以上、500万人民元以下の罰金を科す。
監督検査の拒否または妨害。	警告し、情状が重大な場合、休業するよう命じ、最終的に関連規制アイテムの輸出経営資格を取り消すこともありうる。		10万人民元以上、30万人民元以下の罰金を科す
本法規定に違反し、処罰された輸出業者。	処罰決定が発効した日から、中国輸出規制管理部門は5年間当該業者からの輸出許可申請を受理しないこともありうる。 直接責任を負う経営陣及びその他の直接責任者は、5年間関連輸出経営活動に従事することを禁じられる。輸出規制の違法行為により刑事罰を受けた場合、生涯、関連輸出経営活動に従事することを禁じられる。		

日系企業に対する提案

「輸出管理法」は、中国が国際情勢の変化に適応し、国際管理体制と統合するためのマイルストーンである。同法は、多くの輸出業者の輸出コンプライアンス業務に新たな要件を提示すると共に、新たなガイドラインを提供している。「輸出管理法」は従来の「輸出」概念の外延を拡張させたため、企業の経営活動における貨物の越境移転、技術移転なども輸出と見なされる上、規制アイテムの最終仕向地及びエンドユーザーなども、中国の「輸出」管理の延長線上に置かれることに留意する。関連する経営陣が、早期に下記対応をとられるよう推奨する。

- 「輸出管理法」と照らし合わせ、関連する輸出活動を整理し、輸出規制リスクアセスメントを実施し、存在可能なリスクポイントを特定し、抜け穴を確認し、事前に改善と最適化を行い、関連リスクを最小限に抑える。
- 輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を確立・整備し、ICP 関連要件に従いコンプライアンス機構を設立または整備し、担当する専門家を配置し、一般的な輸出経営活動に対して効果的に監督する。特に多国籍企業の中国子会社は、中国の「輸出管理法」の要件と照らし合わせて、輸出規制コンプライアンス体制の「ローカライゼーション」を実現するよう推奨する。また、今後も当局が公布する ICP 関連書類に引き続き留意する。
- 「輸出管理法」に関しては、今後、実施細則及び関連政策が次々と公布される見込みのため、関連法規を整備・フォローアップし、規制リストの制定や改訂、許可申請手続き、「みなし輸出」の正確な定義などの重要な課題を引き続きフォローアップする必要がある。

KPMG は、かねてから「輸出管理法」の立法の動向に注目しており、「輸出管理法」のパブリックコメント募集に積極的に参加し、企業に法律法規の解説などのサービスを提供しています。我々は、「輸出管理法」に係る関連政策及び細則の動向を引き続き注視し、専門的な意見や提案を提供していきます

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐 潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel : +86-21-2212-3678 E-mail : jie.xu@kpmg.com

**法務: 中国輸出管理法の重要条項と日系企業の対応**

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

パートナー弁護士

北京外国語大学国際制裁・輸出管理研究センター共同委員長

劉新宇 (Liu Xinyu)

I はじめに

2020年12月1日、中華人民共和国輸出管理法（以下、「輸出管理法」または「本法」）が施行された。米中貿易摩擦が本格化し複雑化する国際情勢の下、輸出管理法の施行はどのような効果をもたらすのか、今後の中国におけるビジネス環境および外国企業・外資系企業の輸出入にどのような影響を与えるのか、これらについては国内外から多大な関心が寄せられている。そこで、本稿では、輸出管理法の重要な規定について解説するとともに、本法施行後の日系企業におけるリスク管理とコンプライアンス体制の構築に関する提言を行うものとした。

II 立法の背景と意義**1. 本法成立までの経緯**

中央官庁商務部による2017年6月の草案公布後、しばらく立法作業が停滞していたが、複雑化する国際情勢の影響を受けて2019年後半から立法作業が加速化し、2019年12月、2020年6月および2020年10月の全人代常務委員会会議における3回の審議を経て、本法はようやく2020年10月17日に正式に採択された。本法は最終的に全5章49条となり、当初の草案の全6章70条から大幅にスリム化された¹。

2. 本法の中国輸出管理規制への影響

従来の輸出管理法体系は、主に法律、行政法規および部門規則の3段階により構成され、本法の制定まで、法律としては、対外貿易法、税関法、刑法等の法令に輸出管理に関する原則的な条項が設けられていたものの、専門の輸出管理法は存在せず、その法体系の中心を担っていたのは、核輸出管理条例をはじめとする6つの輸出管理行政法規²と関連する部門規則であった。これらの法規・規則は早期に公布されてはいたが、法規範の階層レベルが高くないため、輸出管理の十分な規制効果を上げられず、管理措置も他の先進国に及ばなかった。

これを受け、本法は、これまで分散していた既存の輸出管理関連法規・規則等を整合するとともに、より明確な制度設計と法の適用を保障する措置を定め、これにより、本法を中心に、核、生物、化学、ミサイル、軍用品等の品目を全面的に網羅する新たな輸出管理制度の法体系が正式に形成されることとなった。また、本法の制定・公布は、米中貿易摩擦をはじめとする昨今の複雑で変わりやすい新たな国際情勢にも適合するものといえよう。

¹ 輸出管理法（草案）の詳細については、拙稿「中国輸出管理法（草案）の最新改正動向と要点分析」本誌2020年5月号16～20ページ参照。

² 核輸出管理条例、核転用可能品および関連技術輸出管理条例、生物転用可能品ならびに関連設備および技術輸出管理条例、監視化学品管理条例、ミサイルならびに関連品目および技術輸出管理条例、軍用品輸出管理条例これら6つの条例（行政法規）を意味する。

Ⅲ 輸出管理法の重要条項

1. 管理品目

輸出管理法は、関連政府部門が輸出事業者の輸出行為を管理規制するための基礎として、デュアルユース品目³、軍用品、核およびその他国の安全・利益、拡散防止等国際義務の履行に関する貨物、技術、サービス等の管理品目を定め（2条1項）、管理品目関連の技術資料等のデータも含まれることを明らかにした（2条2項）。このように、有形の貨物のほか、無形の技術、サービスも管理品目とされ、かつ、「等」との文言も付されたことから、管理品目の範囲は広範にわたる。

2. 管理方法

(1) 管理リスト

管理品目の輸出管理リストは、国家輸出管理部門（後出Ⅲ5.参照）が関連部門と共同してその策定・調整・公布を行うものとされている（9条1項）。本法の公布時点において、整合された管理リストは公表されていないが、これまでのところ、核、生物、化学、ミサイル等の機微品目および軍用品のそれぞれにつき、個別の専門分野における輸出管理目録やリストが定められており、また、商用暗号製品および関連技術については、2020年12月2日に公表された「商用暗号輸出管理リスト」により、2021年1月1日からデュアルユース品目および技術としての管理が開始された（下表参照）。

表 管理目録およびリスト

領域	管理目録およびリスト
一般貨物	輸出禁止貨物目録
技術	輸出禁止・輸出制限技術目録
デュアルユース品目	デュアルユース品目および技術輸出入許可証管理目録
軍用品	軍用品輸出管理リスト
核	核輸出管理リスト
	核転用可能品および関連技術輸出管理リスト
ミサイル	ミサイルおよび関連品目ならびに技術輸出管理リスト
生物	生物転用可能品および関連設備ならびに技術輸出管理リスト
化学	関連化学品および関連設備ならびに技術輸出管理リスト
	化学品監視管理条例名簿
	易制毒化学品輸出入管理目録
商用暗号	商用暗号輸出管理リスト

（筆者作成）

(2) 臨時管理品目

国家輸出管理部門は、国の安全および利益を維持・保護し、拡散防止等の国際的な義務を履行する必要に基づき、国务院や中央軍事委員会からの許可を要件として、管理リスト以外の貨物、技術およびサービスについても臨時的な輸出管理を行うことができる。その期間は2年以内とされ、この期間内の評価の結果に基づいて臨時管理の取消し、延長または臨時管理品目の輸出管理リストへの追加が決定されることから（9条2項）、日系企業においては、この臨時管理品目にも十分な注意を払い、自社の業務、経営戦略などに及ぼす影響を把握しておくことが望まれる。

³ デュアルユース品目とは、民事的・軍事的双方の用途を有する貨物、技術、サービスをいう（本法2条4項）。

(3) キャッチオール規制

管理リスト所掲の品目または臨時管理品目ではない品目も規制対象となるキャッチオール規制の可能性も意識しなければならず、輸出事業者は、関連貨物、技術およびサービスに、①国の安全および利益を害すること、②大量破壊兵器およびその運搬手段の設計、開発、生産もしくは使用されること、③テロリズムの目的に用いられること、これらいずれかのリスクがあることを知りもしくは知りうべき場合、または国家輸出管理部門からその旨の通知を受けた場合には、国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない(12条3項)。

(4) 輸出許可

輸出事業者は、管理リストに掲げられた管理品目、臨時管理品目またはキャッチオール規制品目を輸出するためには、国家輸出管理部門に許可を申請しなければならない(12条2項、3項)、国家輸出管理部門は、その審査に際して、国の安全・利益、国際的な義務および対外的な誓約の履行、輸出類型、管理品目の機微性、輸出仕向地たる国または地域、最終使用者および最終用途、輸出事業者の関連する信用記録などの要素を総合的に勘案の上、許可の判断を行う(13条)。

輸出事業者において輸出予定品目が管理品目に該当するか否かを判断しえない場合には、国家輸出管理部門に照会することができる(12条4項)、輸出管理法にはこの照会への回答期限が定められていないため、この点をめぐる今後の実務が注目される。

(5) 特定の対象者に対する規制リスト

品目管理リストとは別に、特定の対象者に対する規制リストとして、国家輸出管理部門は、①最終使用者または最終用途に関する管理の要求に違反したこと、②国の安全・利益を害する恐れがあること、③管理品目をテロリズムの目的に用いたこと、これらいずれかの事情を有する中国外の輸入業者および最終使用者についての規制リストを作成し、管理品目と関連する取引の禁止・制限、輸出中止の命令などを行うことができる。この規制リストに掲載された輸入業者または最終使用者が措置を講じてこれらの状態を解消したときは、国家輸出管理部門に規制リストからの除外を申請することができ、国家輸出管理部門は、実際の状況に基づいて除外の可否に関する決定を行う(18条)。

一方、2020年9月19日に中国商務部が「信頼できない実体リストに関する規定」を公布し、「信頼できない実体リスト」(以下、「実体リスト」)の制度が確立されたが、同規定は、国の主権・安全および発展の利益、公平かつ自由な国際経済・貿易秩序の維持、中国企業の合法的な権利の保護等がその主な立法趣旨とされている。輸出管理法上の規制リストは、この実体リスト⁴と常に比較して議論され、「国の安全と利益に危害を与えうる」ことが掲載要件の1つとされている点で両リストは共通する一方、規制リストに掲載されると主に管理品目の輸出が規制されるのに対し、実体リストは外国の実体、すなわち外国の法人・個人を管理する制度であって、同リストに掲載された主体は輸出入活動の制限や禁止のほか、中国内投資や入国等の制限といったより広範な制限措置を受ける点で両リストは異なる⁵。

3. 管理行為

本法は、管理品目の中国内から国外への移転、いわゆる通常の輸出行為に対して禁止または制限の措置を講ずるのみならず、中国の公民、法人および非法人組織(以下、「中国の実体」)が外国の組織および個人(以下、「外国の実体」)に管理品目を提供する行為についても「輸出」行為(いわ

⁴ 実体リストの規制対象となる行為としては、①中国の主権、安全または発展の利益を害する行為、②正常な市場取引の原則に違反して中国の実体との正常な取引を中断し、または中国の実体に対する差別的な措置によりこれらの合法的な利益・権利を著しく害する行為の2つが規定されている。

⁵ 「信頼できない実体リスト規定」の詳細については、拙稿「中国「信頼できない実体リストに関する規定」の制定と日本企業において注目すべき要点」旬刊商事法務 No.2244 (10月25日号) (2020) 50~53 ページ参照。

ゆる、みなし輸出)として規制するとともに(2条3項)、外国の実体が中国国内から管理品目を輸入した後、再び他国(地域)に輸出し(いわゆる再輸出)、または第三者に譲渡する行為もその規制対象とした(45条)。本法草案の公表後、再輸出、みなし輸出等に対する規制の要否をめぐる議論が広く展開され⁶、特に企業取引負担の増加、国際貿易効率の低下等を理由とする強い反対意見も企業側から提唱されていたが、同法の最終法案はいずれの規制も維持した。

再輸出について、中国から輸入した管理品目を現状のまま中国外から再び第三国へ輸出する場合は、当然その規制の対象となる。これに対し、中国から輸入した管理品目を中国外で組み立てた後、中国管理品目を含む製品として再輸出を行う場合も本法による規制の対象となるか否かについては、以前の輸出管理法意見募集稿64条において、中国の管理品目としての価値を一定の比率で含む外国製品を、国外からその他の国(地域)に輸出する行為を規制するものと定めていた一方で、現に施行された輸出管理法にはそれに関する明確な規定がないため、判然としない。

また、みなし再輸出については、同一外商投資企業に所属する中国人従業員から外国人従業員へと管理品目が提供された場合におけるその成否が争われており、輸出管理法2条3項の文言を根拠に「みなし輸出」が明らかに成立するという見解と、社内従業員間の品目提供行為は会社の職務行為であるため、「みなし輸出」にはならないとする見解の2説が主張されている。

なお、既述の外国の実体による再輸出行為や中国の実体によるみなし輸出行為等に関して、国家輸出管理部門がどのように情報を収集し、行為認定や監督管理を行うかなど、本法の具体的な運用については、今後における実施細則など関連法令の制定および実務運用の蓄積によるさらなる明確化が待たれる。

4. 義務の主体

本法の義務の主体には、輸出事業者、輸出貨物の荷送人、代理通関業者、輸入業者などが含まれるが、そのうち最も主要となるのが「輸出事業者」であり、この輸出事業者は、本法の関連規定に従って関連管理品目の輸出経営資格の取得や管理品目の輸出申請等を行うことが要求され、これらの規定に違反したときは、相応の法的責任が追及される。もともと、本法は、その概念を具体的に確定する定義規定を設けていない。

5. 主管機関

本法は、国務院および中央軍事委員会に属する輸出管理機能を有する部門(「国家輸出管理部門」と総称される)が職務分掌に基づいて輸出管理の職務を行うことを明確化した(5条)。現時点においてこの国家輸出管理部門に該当するのは、輸出管理を責務とする商務部、国防科学技術工業局等の部門であり、今後も継続してそれぞれの責務を果たすものと考えられる。

現行の輸出管理体系の下では、管理品目の類型ごと、①転用可能品目(核転用可能品目、生物転用可能品目、化学転用可能品目、ミサイル関連転用可能品目など)については、商務部が国防科学技術工業局(国家原子力機関)、工業情報化部等の部門と共同してそれぞれ管理し、②軍用品輸出については、国防科学技術工業局および中央軍事委員会装備発展部がその管理を担い、③核輸出については、国防科学技術工業局が商務部等の部門と共同して管理し、また、④外交政策と関わる管理品目の輸出については、商務部、国防科学技術工業局等が外交部と共同して審査を行い、税関総署がこれらの品目および技術の輸出管理の職務を遂行するとともに、関連する違法輸出事件の処理に当たるといように職務の分担がなされる。

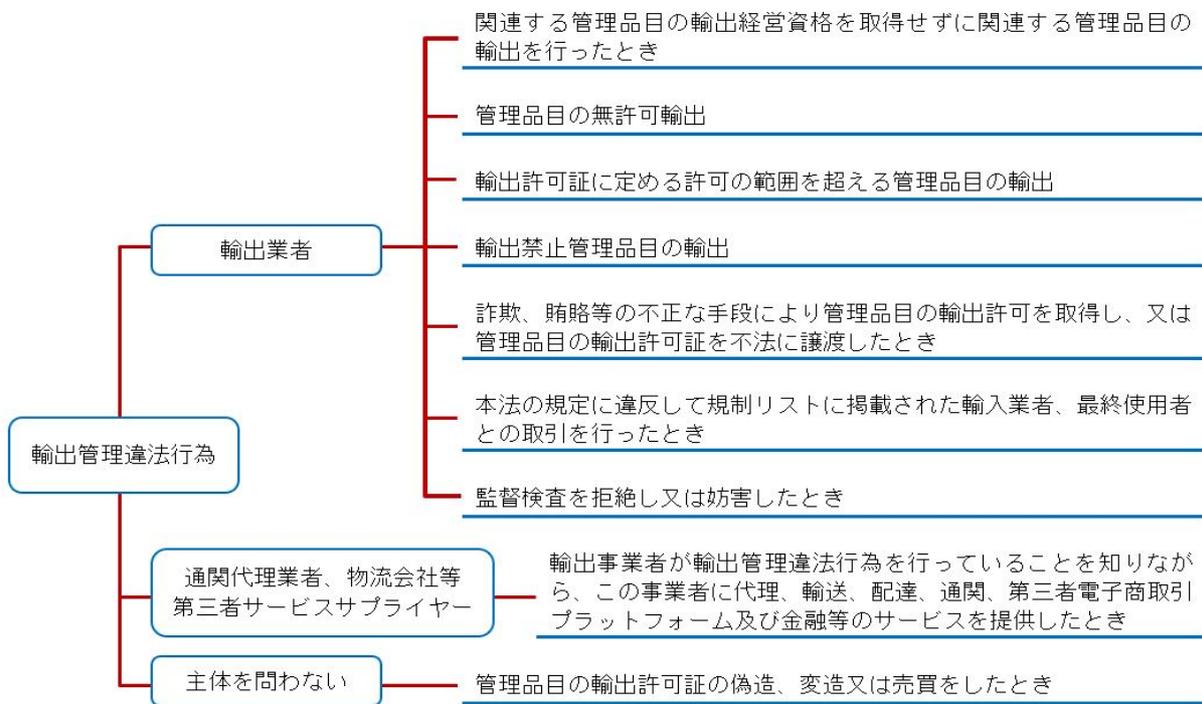
⁶ その詳細については、拙稿「中国輸出管理法(草案)の最新改正動向と要点分析」本誌2020年5月号19ページ参照。

6. 法的責任

(1) 行政処罰

下図のように、輸出管理法 33 条～38 条には、管理品目の無許可輸出、詐欺・賄賂による輸出許可証の取得、規制リスト所掲の実体との取引をはじめとする 9 種類の違法行為が定められ、ここでもその最も主要な責任主体となるのは、輸出事業者である。輸出事業者等によるこれらの行為については、違法経営額の 20 倍を上限とする過料、関連管理品目の輸出経営資格の取消し、関連する輸出経営活動の制限・禁止などを内容とする行政処罰が定められ、また、輸出管理法 39 条の下、輸出管理法に違反して処罰を受けた輸出事業者は、その違法の状況が信用記録に記載され、国家輸出管理部門の判断により 5 年を上限として輸出許可申請が不受理とされ、その直接責任を負う主管者その他責任者は 5 年以内にわたり、さらに輸出管理違法行為を理由に刑事処罰を受けたときは終身にわたって輸出と関連する経営活動を行うことが禁じられる。

図 行政責任



(筆者作成)

(2) 刑事責任

輸出管理法の規定に違反して国が輸出を禁止する管理品目を輸出し、または管理品目を許可なく輸出したときは、刑事責任に問われうる (43 条 2 項)。刑法の関連規定の下、中国の輸出管理規定への違反行為に成立する犯罪としては、主に密輸罪、不法経営罪、国家秘密漏洩罪等が考えられ、これらの罪の法定刑は、有期懲役と罰金および財産没収の併科とされている。

(3) 域外適用の効力

輸出管理法は、その域外適用を明確に定めており (44 条)、これにより、外国の実体が中国内で本法の規定に違反した場合に限らず、中国外において中国から購入した管理品目の再輸出を行う際に関連規定に違反した場合も、関連する法的責任が追及される。

IV 日系企業のコンプライアンス整備

1. 日系企業におけるの注意点

(1) コンプライアンス体系の確立

本法は、輸出管理の領域における企業信用状況の重要性を強調し、同法 13 条は、輸出事業者のあらゆる信用記録が国家輸出管理部門において管理品目輸出許可申請の審査を行う際に考慮する重要な要素の 1 つになりうると定めている。他方、輸出管理に関する企業のコンプライアンスの状況も企業の信用記録に記載されうるため、輸出管理関連規定に違反した企業は、他の領域でも不利な影響を受けることが考えられる。

また、本法 5 条 4 項は、国家輸出管理部門において関連業界の輸出管理ガイドラインを適時に公布し、輸出事業者による健全な輸出管理内部コンプライアンス制度の確立および経営の規範化を指導することを、同法 14 条は、輸出事業者が輸出管理内部コンプライアンス制度を確立し、その運用状況が良好である場合には、その事業者による関連する管理品目の輸出について包括許可等の便宜措置を講じうることをそれぞれ定めている。これらの規定は、「信義誠実・法令順守・便宜」の原則を示したものであり、企業による自社コンプライアンス体系の確立促進を意図している。

なお、輸出管理ガイドラインについて、「デュアルユース品目および技術経営企業の内部輸出管理メカニズムの構築に関する指導意見」は、既に 2007 年 8 月の時点で商務部により公布されているが、商務部の公式ウェブサイトによると、現在、商務部の産業安全・輸出入管理局が「デュアルユース品目輸出管理内部コンプライアンス制度ガイドライン」を制定し、意見を求めているところであり⁷、その今後の動向が注目される。

(2) 取引相手の調査および政府の承認

既述のとおり、輸出事業者は原則として規制リスト所掲の輸入業者および最終使用者との取引が禁じられ (18 条 3 項前段)、その違反については相応の罰則が定められているが (37 条)、その一方で、輸出事業者が特別な状況下において規制リスト所掲の輸入業者または最終使用者との取引を確かに必要とする場合においては、国家輸出管理部門に申請を行うことができるとの規定も設けられた (18 条 3 項後段)。したがって、企業においては、発注の審査・承諾および管理品目の輸出販売の段階で、取引相手の規制リストへの掲載の有無を調査・確認する (いわゆる「レッド・フラッグ」チェックリストを利用して選別する) ことがまず必要となる。その結果、取引相手の規制リストへの掲載が判明したものの、その取引相手との取引が不可欠な場合には、事前に国家輸出管理部門に対し正式な照会または申請を行う方法をとることが検討される。

(3) 「予期せぬ災難」の回避

輸出管理法 48 条は、いずれかの国または地域が輸出管理措置を濫用して中国の安全および利益を害したとき、中国は実際の状況に基づきその国または地域に対し対等の措置を講ずることができると定めている。近年の米中貿易摩擦を背景として、米中両国と緊密な貿易関係がある日系企業においては、中国が採用する「対等原則」のリスクに細心の注意を払い、「予期せぬ災難」を回避するための対応策を事前に策定しておくべきである。

⁷ <http://aqygzj.mofcom.gov.cn/article/gzdt/202012/20201203020679.shtml> を参照。

2. 企業による実務対応への提言

輸出管理法の施行を受け、日系企業は中国輸出管理規制の最新動向を把握しつつ、適切なリスク評価と迅速な対応を実施するため、主として次の対応策を講ずることが望まれる。

- ①自社の輸出管理内部コンプライアンス審査制度を確立・整備すること
- ②輸出管理コンプライアンスの研修を強化して社内で徹底するとともに、関連するコンプライアンスチームを組織すること
- ③自社の製品・技術に対する輸出管理識別およびリスク評価体系を確立し、輸出管理コンプライアンスリスクの評価体制を強化すること
- ④相応の顧客リスクおよびレッドフラッグチェックリスト選別制度を確立すること

これら一連の対応策を通じて、最終的かつ長期的な目標として、「管理層の承諾」、「リスク評価」、「輸出許可評価」、「研修」、「監査」、「規則違反の報告および改善措置」、「記録保管」および「書面でのコンプライアンス体制フロー」という 8 つの要素が具備される社内の輸出管理コンプライアンス体制を早急に構築することが望まれる。また、必要に応じて、輸出管理コンプライアンスの専門家に協力を求め、コンプライアンス管理およびリスク識別の水準を高めることも提案される。

V おわりに

輸出管理法の公布・施行は、中国の輸出管理制度構築の始まりにすぎず、今後一連の関連法令・実施細則の制定が予想される。2020 年 10 月 25 日に国務院弁公庁が公布した「対外貿易の革新発展の推進に関する実施意見」においては、「現代化された輸出管理体系の構築に努める」との方針が示され、同年 2 月における外交部関係者の発言でも、関連政府部門が積極的に輸出管理法の関連法規の立法作業を進めていることが明らかにされた。したがって、日系企業としては、その立法動向を引き続き注視していくとともに、各国の輸出管理が交錯する監督管理の「隙間」で合法的発展を図るため、各国の輸出管理制度を十分に理解し、自社の総合的な輸出管理コンプライアンスの水準を全面的かつ迅速に向上させることがますます重要となる。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

※2015 年 6 月、北京市金杜法律事務所コンプライアンスチーム編著の『中国商業賄賂規制コンプライアンスの実務』を商事法務より出版。

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路 1 号環球金融中心弁公楼東楼 18 階

Tel : 86-10-5878-5091 (事務所) 86-13911481122 (携帯)

Fax : 86-10-5661-2666

Mail : liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所：

北京・成都・広州・杭州・香港・済南・南京・青島・三亚・上海・深圳・蘇州・海口・
 ブリスベン・キャンベラ・メルボルン・パース・シドニー・ドバイ・東京・
 シンガポール・ブリュッセル・フランクフルト・ロンドン・マドリード・ミラノ・
 ニューヨーク・シリコンバレー



スペシャリストの目

日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱UFJリサーチ&コンサルティング
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では2020年12月中旬から2021年1月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【自動車販売】	
○「財政部、工業・情報化部、科学技術部、国家発展改革委員会の新エネルギー自動車普及・利用の財政補助政策の更なる完備化に関する通知」 (財建 [2020] 593 号、2020 年 12 月 31 日発布、2021 年 1 月 1 日実施)	
2021 年の新エネルギー車販売での補助金の削減についての通知。一般の新エネルギー車は前年比で 20%減らし、都市公共交通車両、タクシー、物流配送車両などは同じく 10%減らす。既に 2020 年 4 月に、補助金の期限を 2020 年末から 2022 年末に延長することと、段階的に補助金を削減することが発表されていたが、改めて通知したものの。 ■原文は財政部の下記サイトを参照。 http://jjs.mof.gov.cn/zhengcefagui/202012/t20201231_3638812.htm	

[規則]

【外商投資】	
○「外商投資奨励産業目録 (2020 年版)」 (国家発展改革委員会・商務部令第 38 号、2020 年 12 月 27 日公布、2021 年 1 月 27 日施行)	
「外商投資奨励産業目録」の改訂。2019 年 6 月に公布された 2019 年版から、以前の「外商投資産業指導目録」の奨励類プロジェクトが「全国外商投資奨励産業目録」とされ、「中西部地区外商投資優位性産業目録」と 2 部構成となっているが、今回の 2020 年版も同様。ただし、記載プロジェクトが大幅に増え、前者は 415 項目から 480 項目に、後者は 22 省・自治区・直轄市合計で 693 項目から 755 項目になった。なお、これらの目録に記載されるプロジェクトに投資する場合には、輸入生産設備の免税、土地の優先提供と払い下げ価格の最低基準の引き下げ、西部地区での企業所得税の低減税率 (15%) の適用などの優遇が適用される。 ■新たに追加または変更された主な項目は、商務部の整理によれば、以下の通り。 < 製造業 > ・ハイエンド製造分野：半導体パッケージングおよび試験装置製造、レーザー投影装置、超高精細テレビ、換気装置、人工心肺装置 (ECMO)、人工知能支援医療機器等。 ・新素材分野：高純度電子グレードフッ化水素酸、フッ化水素、特殊ガラス繊維、偏光子ベースフィルム、拡散フィルム、マスク、ポリビニルポリアミン、高性能ファイバー等。	

<ul style="list-style-type: none"> • グリーン環境保護分野：船舶汚染物質の港湾受け入れ・処理施設の建設および設備製造、港湾の危険化学品と石油・石油製品の応急施設の建設および設備製造等。 • 研究開発・設計分野 <p><サービス業></p> <ul style="list-style-type: none"> • 研究開発・設計分野：5G 移動通信・ブロックチェーンの技術開発、污水处理施設の設計等。 • 商務サービス分野：ハイエンド設備の保守・修理、デジタル生産ラインの改造・統合、工業サービスネットワークプラットフォーム等。 • 物流分野：大口商品輸出入仕分けセンター、居住区チェーン配送等。 • 情報サービス分野：オンライン教育、オンライン診療、オンライン事務等。 <p><中西部地区></p> <ul style="list-style-type: none"> • 黒龍江、雲南：農産物加工、観光開発等。 • 河南、陝西、広西：医療機器、防疫保護用品、原料薬の生産等。 • 湖北、四川、重慶：半導体材料、工業セラミックの生産等。 • 安徽、陝西：職業学校等。 • 海南：商業・貿易、海運、金融、観光の関連項目。 <p>■原文は商務部の下記サイトを参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203026619.shtml</p>
<p>○「海南自由貿易港における外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」（国家發展改革委員会・商務部令第 39 号、2020 年 12 月 31 日公布、2021 年 2 月 1 日施行）</p>
<p>海南自由貿易港独自の外商投資ネガティブリスト。全 11 業種 27 項目。</p> <p>■2020 年 6 月に公布された自由貿易試験区のネガティブリスト（2020 年版）と多くの項目が重複しているが、以下の項目が除外または制限が緩和されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 希土類、放射性鉱物、タングステン探査・採掘および選鉱への投資を禁止。【除外】 • 専用車、新エネルギー車、商用車を除き、自動車完成車製造の中国側出資比率は 50%を下回らず、同一の外国企業は国内で 2 社以下の同種完成車製品を生産する合弁企業を設立する（2022 年に乗用車製造の外資比率制限および同一の外国企業に対する国内での 2 社以下の同種完成車製品生産の合弁企業設立の制限を取り消す）。【除外】 <p>注：海南自由貿易港では 2021 年 2 月 1 日から制限を撤廃する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電信公司：付加価値通信業務は、オンラインデータ処理とトランザクション処理を除き、「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」に従って執行する。海南自由貿易港内に実体登録し、サービス施設のある企業に対し、自由貿易港全域および海外を対象とするインターネットデータセンター、コンテンツネットワーク配信等の業務を許可する。【制限緩和】 <p>注：自由貿易試験区では電子商取引、国内マルチパーティ通信、保存・転送類、コールセンター以外は外資比率 50%以下に制限され、その他は WTO 加盟時に承諾した業務に限るとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 社会調査の中国側出資比率は 67%を下回らず、法定代表者は中国国籍を有していなければならない。【制限緩和】 <p>注：自由貿易試験区では社会調査への投資は禁止されている。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータル下記サイトを参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-01/01/content_5576049.htm</p>

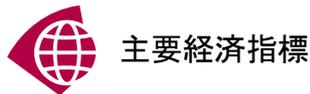
【輸出入管理】	
○「自動輸入許可管理貨物目録 (2021年)」 (商務部・税関総署公告 2020年第67号、2020年12月10日公布、2021年1月1日施行)	<p>2021年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(申請から10日以内に自動的に発給される)の事前取得を義務づけているもの。</p> <p>■対象品目は、肉類・食料品、農産物、原油・石油精製品、化学肥料、再生繊維・半合成繊維、鉄鉱石、銅精鉱、石炭、鋼材の非機械・電気製品24種類と機械・電気製品13種類で、商務部発給分が369品目、地方商務部門または地方・部門機電弁公室発給分が209品目。機械・電気製品は、タバコ機械、移動通信製品、衛星・放送テレビ設備および重要部品、自動車製品、航空機、船舶、工事機械、印刷機械、紡織機械、金属精錬・加工設備、金属化工工作機械、電気設備、医療設備で、全416品目。最多品目は自動車製品で、商務部発給分が244品目、地方商務部門と地方・部門機電弁公室発給分が34品目の合計278品目。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203027797.shtml</p>
○「輸入許可証管理貨物目録 (2021年)」 (商務部・税関総署公告 2020年第72号、2020年12月30日公布、2021年1月1日施行)	<p>2021年の輸入許可証管理貨物。輸入許可証管理貨物は、中国政府が輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務づけているもの。</p> <p>■対象品目は、前年と同じオゾン層破壊物質(49品目)と中古機械・電気製品(加工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気設備、食品加工・包装設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラム、エックス線管)の13種類(69品目)。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトを参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/202012/20201203027801.shtml</p>
○「外国法律・措置不当域外適用遮断弁法」(商務部令 2021年第1号、2021年1月9日施行)	<p>外国の法律や制裁措置の域外適用によって中国企業が損害を受けた場合に対抗措置を取ることができるとする規定。2020年9月に商務部から公布・施行された「信頼できない実体リスト規定」と同様、米国の中国企業への制裁に関する法律・措置に対抗して制定されたものと見られる。</p> <p>■本規定の要点は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中国の公民、法人またはその他の組織が、外国の法律・措置により第三国・地域およびその公民、法人またはその他の組織との正常な経済・貿易および関連活動を禁止または制限される状況に遭遇した場合、30日以内に商務部に状況を報告しなければならない。 • 中央国家機関の関係部門が参加する“活動メカニズム”が外国の法律・措置の不当域外適用の状況を確認した場合、商務部は承認、執行、遵守をしてはならない外国法律・措置禁止令の発布を決定することができる。 • 上記禁止令の対象とされる外国の法律・措置を遵守する当事者が、中国の公民、法人またはその他の組織の合法的権益を侵害した場合、中国の公民、法人またはその他の組織は人民法院に訴訟を提起し、その当事者に損害賠償を要求することができる。また、上記禁止令の対象とされる外国の法律に基づく判決、裁定により、中国の公民、法人また

	<p>はその他の組織が損害を受けた場合、中国の公民、法人またはその他の組織は人民法院に訴訟を提起し、その判決、裁定により利益を得た当事者に損害賠償を要求することができる。上記の当事者が人民法院の判決、裁定の履行を拒絶した場合は、中国の公民、法人またはその他の組織は人民法院に強制執行を申請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 外国の法律・措置の不当域外適用に対しては、中国政府は実際の状況と必要に基づき、必要な報復措置を取ることができる。 <p>■以上を鑑みると、日本企業が米国の対中制裁措置の域外適用を遵守する場合、中国の企業などから損害賠償を請求されるリスクがある。また、中国に進出する日系企業は、商務部の外国法律・措置禁止令の適用を受け、それに従わない場合、処罰される可能性がある。上記の「信頼できない実体リスト規定」とともに、実際の運用を注視しておく必要がある。</p> <p>■原文は商務部の下記サイトを参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/zcfb/202101/20210103029710.shtml</p>
【輸出入税】	
<p>○「中華人民共和国税関輸出入貨物減免税管理弁法」 (税関総署第245号令、2020年12月21日公布、2021年3月1日施行)</p>	
	<p>政府関係部門から輸出入税の減免認定を受けた特定貨物（外商投資企業の免税輸入設備を含む）の税関での手続きについての規則。2009年2月1日施行の同名の弁法が廃止され、新たに制定されたもの。施行は2021年3月1日。</p> <p>■旧弁法からの主な変更点は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税関での減免税の届出と審査・許可の2回の手続きが必要とされていたのが、審査・確認の1回となった。これにより、所要期間が原則20業務日（他部門との協議・確認が必要な場合はさらに30業務日）から原則10業務日（同じく15業務日）に短縮される。 2. 税関への税額担保提供について、主管税関と申告地の税関の両方での手続きが必要とされていたのが、主管税関での手続きのみとされ、また、担保物件は「税関が認める財産および権利」と幅広く規定された。 <p>■原文は税関総署の下記サイトを参照。 http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3476581/index.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

E-mail : r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
国際業務部

項目	単位	2019年				2020年												
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~12月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	6.3	6.1	6.0	6.0	(1-3月) ▲6.8			(4-6月) 3.2			(7-9月) 4.9			(10-12月) 6.5			2.3
固定資産投資*	前年同期比%	6.3	5.8	5.4	5.4	-	▲24.5	▲16.1	▲10.3	▲6.3	▲3.1	▲1.6	▲0.3	0.8	1.8	2.6	2.9	2.9
第一次産業	前年同期比%	3.0	▲0.6	▲2.1	0.6	-	▲25.6	▲13.8	▲5.4	0.0	3.8	7.7	11.5	14.5	17.3	18.2	19.5	19.5
第二次産業	前年同期比%	4.2	2.9	2.0	3.2	-	▲28.2	▲21.9	▲16.0	▲11.8	▲8.3	▲7.4	▲4.8	▲3.4	▲2.1	▲0.7	0.1	0.1
第三次産業	前年同期比%	7.5	7.4	7.2	6.5	-	▲23.0	▲13.5	▲7.8	▲3.9	▲1.0	0.8	1.4	2.3	3.0	3.5	3.6	3.6
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	6.5	6.0	5.6	5.7	-	▲13.5	▲1.1	3.9	4.4	4.8	4.8	5.6	6.9	6.9	7.0	7.3	2.8
社会消費財小売総額***	前年同月比%	8.3	8.4	8.2	8.0	-	▲20.5	▲15.8	▲7.5	▲2.8	▲1.8	▲1.1	0.5	3.3	4.3	5.0	4.6	▲3.9
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	1.8	2.2	2.5	2.9	5.4	5.2	4.3	3.3	2.4	2.5	2.7	2.4	1.7	0.5	▲0.5	0.2	2.5
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	0.2	0.3	0.0	▲0.3	0.1	▲0.4	▲1.5	▲3.1	▲3.7	▲3.0	▲2.4	▲2.0	▲2.1	▲2.1	▲1.5	▲0.4	▲1.8
輸出***	億ドル	5,517.4	11,711.5	18,251.1	24,990.3	-	2,927.8	1,851.3	2,001.1	2,071.5	2,135.7	2,376.3	2,352.6	2,397.6	2,371.8	2,680.7	2,819.3	25,906.5
	前年同月比%	1.4	0.1	▲0.1	0.5	-	▲17.1	▲6.6	3.4	▲3.2	0.5	7.2	9.5	9.9	11.4	21.1	18.1	3.6
輸入***	億ドル	4,754.1	9,899.9	15,266.8	20,771.0	-	2,996.9	1,650.7	1,549.1	1,441.2	1,671.5	1,753.0	1,763.3	2,027.6	1,787.4	1,926.5	2,037.5	20,556.1
	前年同月比%	▲4.8	▲4.3	▲5.0	▲2.7	-	▲4.0	▲1.1	▲14.2	▲16.6	2.7	▲1.4	▲2.1	13.2	4.7	4.5	6.5	▲1.1
貿易収支***	億ドル	763.3	1,811.6	2,984.3	4,219.3	-	▲69.2	200.6	452.0	630.3	464.2	623.3	589.3	370.0	584.4	754.3	781.7	5,350.3
対内直接投資(実行ベース)	億ドル	358.0	707.4	1,007.8	1,381.4	126.8	67.4	117.8	101.4	98.7	167.2	90.5	120.3	142.5	118.3	143.8	149.0	1,443.7
	前年同月比%	3.7	3.5	2.9	2.4	2.2	▲27.4	▲16.5	8.6	4.2	3.7	12.2	15.0	23.7	18.4	5.6	8.4	4.5
外貨準備高	億ドル	30,988	31,192	30,924	31,079	31,155	31,067	30,606	30,915	31,017	31,123	31,544	31,646	31,426	31,280	31,785	32,165	32,165
都市部調査失業率	%	5.2	5.1	5.2	5.2	5.3	6.2	5.9	6.0	5.9	5.7	5.7	5.6	5.4	5.3	5.2	5.2	5.6
国内自動車販売台数	万台	637.2	1,232.3	1,837.1	2,576.9	194.1	31.0	143.0	207.0	219.4	230.0	211.2	218.6	256.5	257.3	277.0	283.1	2,531.1
	前年同月比%	▲11.3	▲12.4	▲10.3	▲8.2	▲18.0	▲79.1	▲43.3	4.4	14.5	11.6	16.4	11.6	12.8	12.5	12.6	6.4	▲1.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.0	35.7	52.0	50.8	50.6	50.9	51.1	51.0	51.5	51.4	52.1	51.9	-
	非製造業	-	-	-	-	54.1	29.6	52.3	53.2	53.6	54.4	54.2	55.2	55.9	56.2	56.4	55.7	-

*: 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 国際業務部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大厦21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫软件园10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大厦20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号 広融大厦15階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大厦5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階	886-2-2514-0598
高 雄 出 張 所	台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2021年2月8日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。